

平成20年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会 議事録

日時：平成21年2月4日（水）

午前10時～正午

場所：宮城県行政庁舎 第一会議室

事務局

ただいまから、平成20年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。本日は、1名の方が会場に到着していませんが、委員の半数以上の方のご出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたしますことをご報告いたします。

なお、本日は傍聴される方がおりませんが、本委員会は公開することとされております。また、議事録については、後日皆様に内容を確認させていただいた上で、宮城県のホームページで公開しますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、環境生活部長の今野からご挨拶申し上げます。

今野環境生活部部長

おはようございます。環境生活部長の今野でございます。

宮城県民間非営利活動促進委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただき心からお礼申し上げます。また、県政のいろいろな場面でご指導を頂戴しておりますこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。

申すまでもありませんが、今日の社会、市民のニーズや地域のニーズも多様化し、行政や企業を中心としたこれまでの社会の制度や仕組みだけでは、なかなか対応が難しくなっております。

このような中で、社会のニーズにより近いところで、その専門性などを活かし、制度的な枠組みにとらわれずに活動するNPOは、今後のより活

力ある豊かな社会を構築していく上での大きな原動力として期待されているところであります。

県では「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」を県政運営の基本理念とした、「宮城の将来ビジョン」を推進しているところであります。ビジョンの実現に当たりましては、県民はもとより企業やNPOも重要なパートナーとして位置づけ、連携・協働により各種の施策の展開を図って行くこととしております。

また、昨今の急激な景気減速により、雇用等情勢の悪化が大きく扱われ、対応が急がれているところです。このため、国では、補正予算で継続的な雇用と次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出するための事業を実施することとしております。この中で、NPOも企業と同様に事業の委託先となり、雇用機会を創出するものとして期待されております。県でも国のこの事業を活用し、雇用の創出につながる委託事業の実施に向けて準備を進めているところです。また、直接雇用については、既にお勤めいただいているところです。

県では、平成12年10月に「宮城県民間非営利活動促進基本計画」を策定し、同計画に沿って各種のNPO活動を支援・促進する施策を展開しております。本計画は5年ごとに見直すこととしており、平成17年度に次いで、平成22年度には2回目の改訂を予定しております。改訂に当たりましては、広く皆様からのご意見を伺いながら検討を進めていきたいと考えております。

本日は、その検討に向けての進め方などにつきまして、ご審議いただくこととしておりますので、よろしくご意見申し上げます。開会のあいさつ

といたします。

事務局

部長は所用のため、途中で退席いたしますので、ご了承ください。

それでは、山田会長にこれからの進行をお願いいたします。

山田会長

おはようございます。午前中からお集まりいただきましてありがとうございます。

部長さんからお話がありましたように、基本計画の見直しの議論を始めることとなりますので、よろしくをお願いします。NPO法ができて10年、基本計画も前回の改訂から5年を経過することから、この間NPOの役割・位置づけや社会的な意識も変わってきており、基本計画を見直すべきタイミングではないかと思っていますので、是非よろしくをお願いします。

それでは、議事に入ります。協議事項として、基本計画の見直し、それから報告事項になります。主に基本計画の見直しについて、時間を掛けさせていただきます。事務局からご説明をお願いします。

事務局

初めに、平成20年度実施事業についてご説明させていただきます、その後宮城県民間非営利活動促進基本計画の見直しについてご説明いたします。

それでは、平成20年度の事業実施状況についてご説明します。資料1をご覧ください。この表の左側は「宮城県民間非営利活動促進基本計画」の施策体系となっています。

施策の柱「1 NPO活動の促進体制の整備に関する施策」の(1) NPO活動促進中核機能拠点(みやぎNPOプラザ)の機能の充実としましては、みやぎNPOプラザでの実施事業になりますが、情報収集・提供機能として「みやぎNPO情報ネット」を初めとしたインターネット、紙媒体を利用した情報提供等を行っております。相

談・コーディネート機能としては、NPO窓口相談などの「NPOのための無料相談会」・「会計税務講座」などを開催しています。地域連携機能としては、NPO支援施設などの研修や支援連携事業を実施しています。共同利用機能としては会議室などの提供、交流機能としては「交流サロンの活用」、ふれあい機能としてはレストランやショップスペースの貸し出し、事務スペース機能としては事務ブースをNPOに貸与しています。NPO主体の運営ということで、指定管理者制度を平成17年度から導入し、現在は特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるるさんに運営をお願いしています。

(2) 地域におけるNPOの支援促進につきましては、地方機関でのNPO法人の事業報告書等関係書類の閲覧・縦覧を行っています。また、平成20年1月5日に栗原市市民活動支援センターがオープンしています。

(3) 中間支援組織への支援としては、再掲となりますが、みやぎNPOプラザで実施している、NPO支援施設及び支援組織研修やNPOマネジメントセミナー等を実施しています。

施策の柱、「2 NPOの自立促進に関する施策」ですが、(1) 広報・啓発・情報につきましては、再掲となりますがNPO情報ネットの運用のほか、みやぎ出前講座でのNPOの啓発、(2) 人材育成につきましては、「NPOマネジメントセミナーの実施」やみやぎNPOプラザでの人材育成講座の開催、(3) 財政的な支援制度の充実につきましては、「みやぎNPO夢ファンド」からの助成、「みやぎNPOサポートローン」による融資、法人県民税などの県税の減免、なお、平成20年度分の県税の減免の実績は年度終了後に確認しますので、平成19年度の実績を参照願います。(4) 地域におけるNPO活動拠点の整備・促進につきましては、「県有遊休施設の有効利用によるNPOの拠点づくり事業」での県有遊休施設のNPOへの提供を行っています。この事業の詳細につきましては、協議事項終了後の報告事項でご説明いたします。

施策の柱「3 NPOと行政とのパートナーシップの推進に関する施策」では、(1) 情報公開と政策プロセスへの参画促進につきましては、県の計画等への県民からの意見募集、各種審議会等への市民の公募、(2) 協働の推進につきましては、「NPO推進事業発注システム」による業務の委託と事業終了後の評価。(3) 中間支援組織との連携につきましては、再掲となりますが、みやぎNPOプラザでのNPO支援施設及び支援組織研修などを実施しています。

「4 NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進に関する施策」につきましては、(1) 議会につきましては委員会等における情報提供、(2) 市町村につきましては、市町村NPO担当課長会議の開催とNPO活動促進施策・協働実績の把握などです。(4) 大学・研究機関・シンクタンクなどにつきましては、民間非営利活動促進委員会委員への就任をお願いしています。

詳細につきましては、資料2をご覧ください。

まず、特定非営利活動法人認証状況についてですが、1月31日現在で、545法人の設立を認証しています。このうち解散法人、所轄庁を変更した法人、認証取消法人を除きますと、現在494法人が存在しています。2ページをお開き願います。NPO法人は年1回事業報告書等の決算に係る書類を提出しなければなりません。事業報告書の提出について督促を行っても提出されない法人へ、提出されない理由と提出予定時期について市民へ説明するよう要請した一覧となっています。平成19年8月から行っていますが、4ページをご覧ください。これまで40法人へ要請しています。説明要請後も一定期間提出がない法人につきましては、法人役員の住所地を管轄する地方裁判所へ過料通知を行っています。この表の右端の「過料通知」欄に 印が付いた法人になります。また、登記完了届出書が提出されなかった2法人へも市民への説明を要請しています。

5ページをご覧ください。平成20年12月末現在のみやぎNPOプラザの運営状況になりま

す。1施設管理運営の「(1)みやぎNPOプラザ利用状況」は施設見学からレストランまでの利用が32,869人となっています。「(2)会議室利用状況」につきましては、合計で686件となり、前年同期と比べて、約60件減少しています。「(3)貸し事務室等」につきましては、大2室、中4室、小4室、レストラン、ショップがそれぞれNPOに利用されています。「(4)NP・O結びサロン」につきましては、パソコンの寄贈式と貸し事務室等を利用するNPOとの協働でNPO町内会まつりを開催しています。「(5)ミドル・シニアを対象としたボランティア情報サロン」につきましては、9回開催され、35人の参加がありました。「(6)市町村が設置したNPO支援施設及び支援組織研修」につきましては、2回開催され、24人の参加がありました。

「2無料相談対応」につきましては、法人申請等の窓口相談116件、会計・労務等無料相談44件の相談に対応しています。

「3NPOマネジメント講座及び4会計・税務講座」につきましては、7ページに記載のとおり、NPOマネジメント講座を8回、会計・税務講座を7回開催する予定です。

6ページに戻りまして、「5NPO支援連携事業」につきましては、NPO支援施設及びNPO支援組織との情報交換や連携を目的として、登米地域・石巻地域で開催しています。

「6みやぎNPO情報ネット運用」につきましては、インターネット上で通常版とブログ版によるNPOに係る情報発信とメールマガジンを発行しています。(2)広報につきましては、紙媒体のOne to Oneの隔月発行、月刊杜の伝言板ゆるへのプラザページの掲載等を行っています。

「7図書委託販売」につきましては、これまで7件の取扱いがあります。

みやぎNPOプラザの運営状況につきましては、以上です。

つづきまして、8ページをご覧ください。みやぎNPO夢ファンドにつきましては、組織開発支

援，ステップアップ支援，スタートアップ支援プログラムについて借受希望団体を募集しました。9ページに記載していますとおり，組織開発5団体，ステップアップ支援3団体，スタートアップ支援3団体を，公開コンペや審査会を経て決定し，合計で493万円を助成しています。このみやぎNPO夢ファンドは，特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンターとの協働により運営しています。

10ページをご覧ください。みやぎNPOサポートローンにつきましては，東北労働金庫との提携により，国・自治体等から委託金，助成金，介護報酬等が支払われるまでのつなぎ資金を融資しているものです。今年度は，4法人に対し，22,500千円の融資を行っています。

11ページをご覧ください。県の事業のNPOへの業務委託を進めるため，発注手続きの適正化を図るものとしてNPO推進事業を実施しています。NPOへの発注の透明性を確保しつつ，契約締結時に必要となる契約保証金を500万円未満の契約については免除し，県からの委託料の支払いについて，前金払い・概算払いの活用を促しています。平成20年度は，11ページから12ページに記載の12事業についてNPO推進事業として実施しています。

なお，NPO推進事業以外の業務委託やNPOとの協働事例に関して，平成19年度分を昨年9月に取りまとめています。資料3-1をご覧ください。「NPOと行政の協働に関する調査結果」につきましては，県とNPOに関する結果となります。1ページの下の部分に，NPOと県との協働状況を載せていますが，協働を行っている課室が53課室ありました。2ページにまいりまして，協働の形態ごとの課室・公所数を記載しています。業務委託が27課室，38事業，補助・助成等が9課室で9事業，業務委託と補助・助成以外の協働が29課室，34事業となっており，協働を行っている課室・事業数とも平成18年度より増加している状況です。

資料3-2をご覧ください。こちらは市町村と

NPOに関する結果となります。2ページをお開き下さい。2の業務委託につきましては，19市町村が実施，16市町村が未実施となっています。4ページの7の業務委託以外の協働実績につきましては，18市町村が実施し17市町村が実施していないとの結果となりました。詳細の協働内容につきましては，別表として資料を添付させていただいています。

NPOマネジメントセミナーにつきましては，A3の資料をご覧ください。NPOを対象に各圏域において，団体運営・組織マネジメントに必要なノウハウに係るセミナーを16回，このパンフレットには掲載していませんが，NPO支援施設のスタッフのスキルアップに係る研修会を2回開催しています。この事業は，特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるるさんとの協働で実施しています。

以上，平成20年度事業の実施状況についてご説明させていただきました。

つづきまして，宮城県民間非営利活動促進基本計画の見直しについてご説明いたします。

基本計画につきましては，皆様にお配りしています，基本計画をご覧ください。表紙の右上に記載していますとおり，平成12年10月に策定し，平成17年9月に改訂を行っています。この計画の中で，5年を目途として見直すこととし，平成22年度が計画の見直しの時期となります。

現行の基本計画の構成につきましては，2枚目の宮城県民間非営利活動促進基本計画施策体系図のとおり，「協働による市民が主体となった社会システムの確立を目指して」を目標に，「基本方針」，「施策の柱」，「施策と事業」となっています。実際の計画としては，目次のとおり，「第1章基本計画策定の必要性から第5章基本計画策定のために」までの5章構成となっています。

基本計画の概要について説明させていただきます。1ページをご覧ください。「第1章基本計画の必要性」につきましては，「1NPOを取り巻く情勢」で，時代背景やNPOへの期待，NPO

を取り巻く課題について述べ、「2 宮城県民間非営利活動促進基本計画の策定の経緯と根拠」では、宮城県NPO活動促進検討委員会からの提言を基礎として「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」を制定し、この条例に基づき基本計画が策定されたその経緯について説明しています。

2ページの「3 基本計画の見直しの必要性」では策定から5年を経過し、新たに生じた諸課題を解決し、より一層NPO活動の促進に関する施策の推進を図るために基本計画の見直しが必要であることを説明しています。

4ページをご覧ください。「第2章基本計画の視点」につきましては、「1 NPOのとらえ方」では、その(1)で基本計画の対象となるNPOの範囲を規定しています。現在の基本計画では、「市民が自主的・自発的に組織した社会貢献活動を行う団体」、より具体的には、特定非営利活動法人、任意の市民活動団体を主な対象としています。

「(2) NPOの特徴」では、NPOの特徴を「第一 非営利性」、5ページにまいりまして「第二 公益性」、「第三 自主性と自発性」、「第四 自立性と独立性」、「第五 組織性と継続性」、「第六 事業性と経済性」と説明しています。

「(3) 特定非営利活動法人」では特定非営利活動法人の定義について説明しています。

「2 NPOの社会的役割と可能性」につきましては、「(1) 公共の担い手としてのNPO」では、NPOが様々な問題提起や行動を通じて新しい公共を生み出していくことの重要性、6ページにまいりまして、「(2) 協働のパートナーとしてのNPO」では、行政の政策・サービスのあるべき姿や理念を明確に打ち出し、社会に訴えていく提言性・社会変革性の向上がNPOに求められていること、「(3) 結び手としてのNPO」では行政と市民を結ぶ役割、NPOを支援することを目的とする中間支援組織などの結び手としての役割の促進の必要性が述べられています。

「3 NPO支援における社会的課題」では、社会全体がNPOの活動を支える仕組みの必要性に

ついて述べています。

「4 NPOの課題や今後望まれること」では、7ページをご覧ください。「(1) 目的と使命(ミッション)の明確化」では、資金その他の協力を得るためには目的や使命への共感が必要であること、「(2)」では継続的活動のためにはマネジメント能力が求められていること、「(3) 創造性の発揮」では、行政や企業にとっては実現の難しい領域での創造性の発揮が期待されていること、「(4) 説明責任と情報公開」では市民からの評価を受け、自ら活動を改善していくことの必要性について述べられています。

「5 行政の課題や今後望まれること」では、「(1) NPOについての理解の促進」では、県や市町村の職員の理解が十分ではないため、教育・啓発活動を通じての相互理解が必要であること。「(2) 情報公開の充実」では、行政の政策プロセス全体の情報が迅速に公開されることが求められていること。「(3) 協働の確立のための仕組みの整備」では、県や市町村が協働の確立のための仕組みの整備を行う必要があること。「(4) 協働への参加機会の拡充」では、NPOや市民と行政が協働していくための参加機会の拡充を図ること。「(5) NPOの状況にあった支援」では、施策の具体化には、NPOが抱える課題に即した、より効果的な内容と実施の方法に配慮することの必要性などについて説明しています。

9ページをご覧ください。

「第3章基本計画の基本方針」では、「1 NPOの活動支援・促進」、「2 NPOとのパートナーシップの確立」を基本方針とし、基本方針の「(1) NPOの活動支援・促進」の施策の柱として9ページ中段に記載されていますが、「NPO活動の促進体制の整備に関する施策」では、NPOプラザの機能充実や地域の支援拠点の整備促進。「NPOの自立促進に関する施策」では、財政的な支援とマネジメント能力の向上を目的とする事業の継続実施と、活動拠点の整備の推進を施策の柱としています。

「(2) NPOとのパートナーシップの確立」の施策の柱として10ページにまいりまして、「NPOと行政とのパートナーシップの推進に関する施策」では、市民やNPOの政策プロセスへの参加促進、協働しやすい環境作りの促進に努めること。「NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進に関する施策」では、市町村や企業などの多様な主体との連携に当たっての理解の促進を図ることを施策の柱としています。

「2 施策推進の方向性」につきましては、「(1) NPO活動の支援・促進」では、NPOの自主性・自立性・創造性の尊重、NPOの発展段階に応じた支援・促進の推進、地域性・独自性・個性の尊重、中間支援組織との連携に向けた支援や施策を実施すること。「(2) NPOとのパートナーシップの確立」では、「相互の尊重と相違の受容、対等な関係の確立」、11ページにまいりまして「情報公開と透明性の確保」、「政策プロセスへの参加機会の拡充」、「パートナーシップ確立のための環境づくり」、「行政改革と地方分権・自治の推進」、「多様な主体との連携の推進」に向けた支援や施策を実施することを規定しています。

12ページにまいりまして、「第4章施策と事業」につきましては、先ほど「平成20年度事業の実施状況のところでご説明しましたとおりです。

最後に「第5章基本計画の推進のために」につきましては、17ページをご覧ください。基本計画を着実に展開していくための県の体制作りについて「1 宮城県民間非営利活動促進委員会」の設置、「2 庁内におけるNPO活動の推進体制」として、「宮城県総合計画及び新しい県政創造運動の推進」、「NPO活動促進庁内連絡調整会議の開催」、「地方機関におけるNPO事業の推進」、「NPO関連施策の実態の把握と推進」、「職員への研修の実施」、「国への政策提言」を掲げています。「3 基本計画の見直し」では、5年をめどとして

見直すことを規定しています。

以上が、現行の基本計画の構成になります。

つづきまして、基本計画の見直しのスキームについてご説明します。

資料1の2ページをご覧ください。

平成20年度は、県内のNPOを対象とした「NPO活動実態・意向調査」と「NPO活動促進に係る市町村調査」を実施し、現在、集計中です。「NPO活動実態・意向調査」の調査票への協力状況は3ページの調査票回収結果のとおりとなっています。調査票は県内1220のNPOに送付し、調査票不着・未提出を除き調査票の提出があったのは、542団体となります。提出のあった542団体には、団体の休止・解散や調査拒否も若干含まれていますので、調査分析に有効な回答数は減少すると思われます。前回調査では、回収数535でしたが、今回は現時点で542団体となっていますので、前回と同等の調査票の提出と見込まれます。

2ページに戻りまして、平成21年度以降の基本計画の見直しに係るスキームについてご説明します。

現時点で固まっているスケジュールがございます。平成20年度では、下から2番目の県民の意見提出手続き「パブリックコメントの実施」を平成22年2月から3月にかけて行う予定です。パブリックコメントは、基本計画の素案を広く県民の方に見ていただき、ご意見を伺うものです。また、このパブリックコメントに併せて、県内4地域でNPO関係者等への説明会を開催し意見を伺う機会を設けることにしています。

平成22年度ですが、基本計画の改定につきましては、県議会の議決を要することから、9月の議会に諮ることが必要です。そのための最終版を平成22年度7月までには作成させていただきたいと考えています。これら3点が、時期として固定させていただきたい内容になっています。

つづきましては、これらを踏まえてのご相談になります。促進委員会のご審議につきましては、

平成21年度6回、平成22年度3回を予定しています。促進委員会での基本計画の検討をどのような形で進めるかについて、協議させていただきたいと思います。2ページの資料では、平成21年5月の第1回目の促進委員会で、「NPO活動実態・意向調査結果の報告」、「計画の構成に係る協議」とさせていただいています。「計画の構成に係る協議」につきましては、この資料の左に記載しています、現行の基本計画の構成のとおり、基本計画を第1章から第何章までとし、それぞれの章で網羅すべき内容について案を示させていただき、協議させていただきたいと考えています。

第2回目以降の促進委員会では、章ごとに事務局から案といたしますか、たたき台を提示させていただき、促進委員会にて皆様のご意見を頂戴して、事務局案の修正を行い、修正後の案を再び皆様に提示させていただき最終的に固めることで進めさせていただければというのが、事務局案となります。具体的には、第2回目で第1章・第2章、3回目で第3章・第4章、4回目で第5章、第5回目で全章に対する意見の集約、6回目でパブリックコメント用の基本計画案の提示をさせていただきたいと考えています。このスケジュールについても、基本計画の構成である、章の数によって変わっていくことはあると思われませんが、大筋ではこのような方法、スケジュールと考えています。前回平成17年度の見直しの際も、事務局案を提示させていただき、委員の皆様からご意見を頂戴し改訂していますので、同じ手法で進めたいと考えています。この事務局案への皆様のご意見を伺わせていただきたいと思います。

併せて、今後の基本計画の構成である章立ての検討をする際の貴重なご意見とさせていただきたいので、現行の基本計画と基本計画に基づく施策の課題や見直すべき点などにつきまして、現時点での皆様のご意見をお伺いしたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

山田会長

ありがとうございました。事務局から平成20

年度事業の実施状況と基本計画改訂の進め方について説明がありました。改訂の進め方として事務局が原案をご提示して、促進委員会でご審議いただく。具体的には資料1の2ページのとおり、章ごとの原案を基にご議論をいただいてまとめていく方法の提案でした。それから、スケジュール的には平成22年の2月から3月のパブリックコメントに間に合うように全体をご検討いただいて、9月には議会の議決が迎えられるようにとの内容です。この進め方について、ご意見をいただきたいと思います。今後の課題、見直しの課題につきましては、進め方のご意見をいただいた後にご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずは、進め方についてご意見、ご質問、ご提案がありましたらお願いします。

説明にもありましたが、スケジュールは章立てにより少し変わることもあろうかと思いますが、まずは進め方として、章単位毎に事務局からご提案いただいて検討する方向でいかがでしょうか。

滝口委員

基本計画は、市町村ではできていない状況です。

基本計画に新たに加わるというのは、この文章を見てみると、認識不足かも知れませんが、あまりないのではないかと思います。完璧にできているような気がします。それを事務局が案を提示して、委員さんからご意見をもらって冊子を作るだけでよいのかなとの疑問があります。別の方法があるかと聞かれると、この方法でしかないかと思ったりもします。事務局が企画して、審査して作成する手法で良いのかももう一度立ち止まって考える必要があると思います。基本計画にほとんど盛り込まれていますし、公務員は文章が得意ですから、すぐにでもできると思いますので、加えることを集中審議して、具体的にNPOの状況がもう少し強いレベルに行くための仕組みや考え方を議論するのが良いと思います。

山田会長

今のご提案は、原案を作る前に促進委員会でいろんな議論をした上で、案の検討に入ってはどうか。従来のものも活用しながら、作り上げていてはどうか。基本的には委員皆さんの意見交換、議論の場を大事にしてはどうかとの解釈でよろしいですか。議論する時間を取った方がよいのご意見ですね。書き方に関しては、誰かが整理しなければいけませんので、事務局の考えどおりで良いかも知れませんが、基本的には前段としての意見交換の場を用意してはどうかのご提案ですので、是非実現する形で、改訂に向けてスケジュールを組んでいただければと思います。

ほかにはいかがですか。

大久保委員

基本計画の流れとして、この項目で進められていくことに関しては、妥当だと思います。ただ、問題になってくるのは実態・意向調査の結果と、社会環境が変わってきていますので、建前と実際に展開される事業の開きが大きくなっていくことを計画に盛り込むことは無理がある気がしますので、来年度はこのスケジュールで進んでいくけれども、実態・意向調査の結果や現在の社会状況を皆さんと共有しながら、それに対してどこを支援していくかといった全体的な話を進めていく中でこのスケジュールに落とし込んでいくんだらうと思いますので、この流れで進んでいくことには賛成です。

山田委員

ありがとうございました。ここに示されている章立て自体も、今日の議論と1回目の実態・意向調査の結果を踏まえての議論で変わっていく可能性があると思いますので、このとおりの章立てにはならないかもしれませんが、ご提案の方向で進んでいって良いのではないかと、ただし、後半でいただくご意見と第1回の促進委員会での意見を踏まえてこの構成を変えながら検討してはどうかとのことでご意見で、滝口委員に近いお考えだとい

うことによろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。

西出委員

基本計画にNPOと多様な主体とのパートナーシップの推進の施策があり、これまでの実績を見ますと、企業や各種団体、広域的な連携が、弱かった面があります。従いまして2月から3月にNPO関係者等への説明会や意見交換会を開催されますが、この説明会の時にNPO関係者だけではなく、企業や各種団体の方、大学などのいろいろな方に対する説明会なり意見交換会を開催してはどうかと思います。意見交換会は最後にやるのではなくて、これから計画を見直していきますということで、最初に委員の中で意見交換会をする場とともに、もう少しオープンな場があるといろんな方が関わって良い計画ができるのではないかと考えます。

山田会長

今のご提案は、いろんなご意見を伺うときに、対象を広く捉えていただきたいということと、大きな案の段階で示すことで、その時期を早めてはどうかとのことによろしいですね。それでスケジュールをご検討いただきたいと思います。最初の基本計画を作るときにも何度かいろんな方にお話しを伺いながら案を固めた経緯がありますので、そういった場が中盤から終盤にかけて、用意できれば大変意義深いので、ご検討いただければと思います。

ほかにはいかがですか。

小林委員

宮城県で弱いかなと思っているのが、市民やNPOが政策のプロセスに参加する部分だと思います。資料1にもいくつか出ていますが、実際の事例なども委員会にご提示いただいて、そこを推進するためにどうするか、そこがとても小さい気がします。委員会の持ち方としては、提案されたのでよろしいと思いますが、その弱い部分を明確に

議論できたらと思います。

山田委員

政策課程への参画プロセスは、西出委員のお考えとも多少重なると思いますが、そういった配慮をしていただきたいと言うこともあろうかと思えます。市民、NPOへの説明会の場の持ち方も含めて盛り込めれば良いかなと思えますのでよろしくお願いします。

ほかはいかがでしょうか。大きな流れとしては、事務局が材料を用意しながら議論を進めていく。中間の過程でいろんな方のご意見を聞く場であるとか、計画を決定する課程におけるいろんな方の参加も盛り込めればというご提案がいくつかありましたので、このご意見を踏まえてスケジュールをご検討いただくということでよろしいでしょうか。

それでは、スケジュールは提示された資料で進めていただきますが、細部につきましていくつかご注文がありましたので、盛り込むことで進めていただければと思います。

次は、今の段階でお気づきになられていること、施策の見直しであるとか県がすべき施策等について、ご自由にご意見をいただきたいと思います。平成12年に最初の基本計画が作られましたが、どちらかというとなPOに対する理解・促進、いろんなセクターに対してNPOを理解してもらうことが大きな課題で、そのための施策が中心だったような気がします。それから、平成17年からの施策はNPOの定着と申しますか、NPOの自立・促進であるとかパートナーシップに重点が置かれていたかと思えます。そして、新しい時代を迎えているような課題が社会的に出ていますので、その点を踏まえてご議論いただければと思います。ただ、平成17年度頃からだったと思えますが、県の財政が厳しい状況になってきて、お金を投入することが難しい状況が出てきていますので、平成17年度からの施策は厳しい計画になっていたような気がします。その状況はこれからも変わらないと思えますので、そのことを踏まえて

いただきながらご議論いただければと思います。

どうぞ、基本計画の見直し、新たな課題設定に向けて時間の許す限りフリートーキングをいただきたいと思えます。

石井山委員

資料に対する質問になりますが、県下のNPOに実施された実態・意向調査のサンプル数が1220になっています。この数字はどういったものなのか教えていただきたい。NPO法人を取得している団体は約500ですから、これを大幅に上回っていますので、1220の中身はどのようなものなのか。なぜ、これを聞きたいかと申しますと、資料の3の2になりますが、各自治体のNPOとの協働について詳細なデータが出ています。各自治体の業務委託の委託先として出てきているのが、地域協議会とかコミュニティ運営協議会、体育協会、文化協会とか、NPO法人とはイメージが違う団体はかなりを占めている実態になっています。つまり、1220にはこういった団体も含まれているのかどうか。理念としてのNPOとの協働と協働の実態とには、距離があるというかやや違いが出てきていますので、そういった団体を視野に含めるかどうかにも関わりますので、その点について確認させていただきたいと思えます。

事務局

1220という数字ですが、前回の調査と同じ数になっています。前回と同じ団体数の調査を行えば、同じ回答率を見込めることと、調査項目を大きく変えずに前回とのデータの比較を行うこと、精度を同様に保ちたいとの理由で前回と同じ1220団体としました。

1220団体の中身ですが、NPO法人は全て含んでいます。みやぎNPO情報ネットの団体情報に任意で登録している団体、県の地域振興課で所管していますまちづくり団体のデータを使用しています。それから、実態・意向調査の結果を仙台市と共有することになっていることから、仙台市が把握している市民活動団体の情報も含めていま

す。また、各市町村にも照会させていただいて、回答のあった団体も含めて、これらの重複分を除いて1220団体を選んでいきます。調査対象の定義としましては、基本計画が対象としているNPOの定義と同様に、市民が自主的・自発的に組織した社会貢献活動を行う団体ととらえ、具体的には特定非営利活動法人や市民活動団体と、調査に当たってはボランティア団体も調査に含めています。こちらからは、これらの団体に該当するだろうということで、名称等から判断して調査票を送付していますが、調査に記載されている調査対象をみて、団体が該当しないと判断して調査票を提出されなかった事例もあるかと思われます。地域の組織等には名前で判断して送付はしていません。

石井山委員

と言うことであれば、活動・実態意向調査と各自治体で回答した認識は、だいぶズレがあることになるので、資料3の2の各自治体でNPOとの協働内容は、行政改革と連動しているし、地域委託という形であって、団体の性格としても非常に官製型の住民地縁組織の類のものではないかなと思います。市町村の認識や実態がそうであるならば、この委員会もそういった視野で臨んでいくことが大事だと思います。今後の議論の中で、計画を作っていく際には、そういった視点を持つか持たないかがすごく重要になると思います。

山田会長

ありがとうございました。地域における市民団体あるいはそういった組織をどう捉えるかは、最初の時からなかなか難しい話であったわけで、この辺も問い直しながら特に市町村におけるNPOの促進・支援を考えていかなければいけないかと思いますので、今のお話しは記憶にとどめてご議論いただければと思います。

今井委員

活動・実態意向調査の1220団体のうち法人

格を取得しているNPOは何団体ありましたか。また、市民活動団体は何団体ありましたか。具体的な数字を教えてください。

事務局

NPO法人につきましては、正確な数字は手元にありませんが、1月末現在で494法人がございましたので、10月現在も約480の法人はあったかと思えます。その時点で存在していたNPO法人へは全て調査票を送っています。NPO法人以外を市民活動団体とボランティア団体として捉えています。手元には資料がありませんので正確な数字は申し上げられません。また、市民活動団体がボランティア団体かは、名称で分けることが難しいかと思われます。

今井委員

後でよろしいので、わかる範囲で良いので是非とも明確にさせていただきたいと思えます。

山田会長

調査票を配布した団体を分類するのは難しいと思いますので、回収された団体を何らかの形で分類することは可能と思います。調査結果として何らかの分類をするでしょうから、どのような性格の団体が存在して回答していただいているかは、把握できるかと思えます。場合によっては一覧表をご提示いただくことでもよろしいかと思えます。後は、実態・意向調査の結果から対象の大まかな分類はいずれはしなければならぬと思えますので、よろしくお願ひします。

今後の計画の見直しについて感じているのは、一つには非正規労働者の件です。社会的な問題が急に起きることが多いわけですが、こういった問題に敏速に対応していくシステムはこれから考えていかなければなりません。従来、あまり配慮できていなかった部分だと思います。有能なNPOが敏速に対応してくださることが多いですが、敏速にサポートしていく行政の施策も必要かなと感じています。二つ目は、各自治体で協働のまちづ

くりを一生懸命作っていますが、これで良いのかとの疑問もいくつかあると思いますので、協働のまちづくりを支援していくことを少し配慮していくべきだと思います。三つ目は、加藤さんなどとも一緒に進めている東北地域づくりコンソーシアムですが、大学・研究機関・シンクタンク・行政がパートナーシップを組みながら、従来個々のセクターではしにくいことを広域レベルでサポートしていくシステムを作ろうと考えています。多様な主体とのパートナーシップのところで大学・シンクタンクとの連携の施策もありますので、こういった新しい動きも捉えながら、従来の行政、NPOの支援というのはかなり限界にきているところがあったので、新しい支援を探り出してこれからの施策の中に取り込んでいく、活かしていくことを是非盛り込んでいただきたいと思います。

みなさんのご意見もお出しいただければと思います。

加藤副会長

前回は関わっていますので、その記憶も含めて申し上げます。基本計画自体はこういうことを進める、こういうことに取り組む、こういうことがあるべきだ、という基本的にはこのような構成になって、資料1の表のように、実施した事業の報告が出るわけですが、何をやったかというアウトプットの話はでてきても、その結果何がどこまで達成できたかというアウトカムの話は、まさに実態・意向調査の報告で調べて、さらに滝口委員からもお話しがあった、市町村の取組の進捗などがきちんと点検される必要があります。その上で、次に書くときにそこが足りないので頑張りましょうと書くだけではなくて、具体的に年度毎に進捗・達成の程度を測定できるような計画になると良いのかなというのが一つです。取り組むと書いてあって、取り組みましたとの報告で終わるのが基本計画のような感じがするのです。そうではなく何割の自治体に取り組んでいるので、5年後には、少なくとも市町村でも推進の計画がこのぐらいはできているようにしたいとか、目標がないと、お

題目は立派であるが、市町村さんでは、理解されて進むということにはならないのではないかと思います。これはNPOからの情報の開示などについても同じことが言えると思います。

基本計画を前回最終的に県議会に提出する際に、県では「ですます調」のところを「である調」に修正するとの話がありましたが、おかしいのでやめましょうということになり、「ですます調」で提案していますので、二度と復活しないことを確認しておきたいと思います。このまま「ですます調」で議会に提案いただくようお願いします。

山田会長

二つお話しいただきましたが、後段の部分は記憶にとどめていただきたいと思います。一点目は大事だと思います。到達目標をはっきりして、どの時点でどこまでという進行管理をある程度描ける計画に今回はしていくというのは、大事なことだと私も思いますので、ご検討いただきたい。

滝口委員

柴田町は、官製での団体が自立できるよう市町村は考えています。受託先に河川愛護協会や緑化推進協議会、体育協会の記載がありますが、これを独立させようとの動きになっています。しかし、その方向に行っていない現状があります。果たして協働かという協働にはなっていないで、役所のコントロール下にあるのが現実です。その団体にいかにして独立してもらうか、具体的に支援策はあるんですが、だけれども独立しない現状をどう解決するかという課題があります。町も中間支援組織を育てるための活動支援センターを作りたいと思っています。当町の特殊事情ですが、議会の反発がございまして、市民活動がまちづくりの中心になることは、議会は否決だとの認識が抜けていないところがあります。当町は、山田先生のご協力をいただいて、住民自治によるまちづくり基本条例を市民が中心になって原案を作成し、いよいよ2月20日前後に議会に提出をしますが、現在の感触では否決の可能性が高いのではと思っ

ています。先ほど出ました「ですます調」も議論になっています。法制では「である調」でなければ通さないとの話がありましたが、例外的に「ですます調」で書けることになりました。仙台市からはツーテンポくらい遅れている意識をどうやって計画の中に盛り込んでいくかが大きな課題だと思います。当町としては、まちづくり基本条例の中にまちづくり推進センターを設置して住民のアイデアと活動提案を一緒に行えるところは一緒に、主体的に活動している団体で行えるところはそれでやっていく、仕組みは出来ているのでいよいよです。

山田会長

5年近く掛けて数百回にわたって住民の皆さんが集まってご議論しています。中学生でも読める条例を作ろうということで、進んできました。

それはそれとして、官製団体、地縁組織にも色々あると思いますが、このような団体はNPOではないよねということで、割と否定的に考えてきましたが、実施に地域の中に入ってみますと、このような組織もある意味で重要な存在ですし、それを支援として見ていかなければならないこともありますので、非常に難しい課題であると思います。先ほど、石井山委員が言われたことと重なりますので、皆さんと議論していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

大久保委員

地縁組織はNPOではないよねという話があった、これまでに微妙なところを支援してきている経緯があります。複雑になってきていると思います。昨年12月に公益法人制度改革があり、社団法人のハードルが非常に低くなりましたので、非営利の視点ではそういった団体も入ってきて、NPOの枠組みがどこからどこまでなのかをキチッと情報を共有してどんな支援が必要なのかを議論しなければならない時期だと思います。5年前に議論され、NPO法人・市民活動団体を主にNPOとすることについて、考え直さなければなら

い部分がさらに広まったと思います。

指定管理者として、NPOプラザを運営していますが、社団法人から次のステップをどう踏むべきかとの相談を受けます。逆に言えば、社団法人が相談する場所は無いということなんです。これに対して、公益認定を受けるのか、一般社団法人となるのかの相談を受ける場にもなり始めています。宮城県が支援するNPOの範囲をどこまでとするかをキチッと議論しなければ、内容にすごく影響してきます。来年度の促進委員会の1回目、2回目は非常に議論しなければならないと感じています。

西出委員

今のお話しに追加して、NPOと社会的企業とかコミュニティビジネスのように営利と非営利との境目の問題も出てきていると思うのと、資料3の2では、市民活動に係る条例は仙台市などの市レベルの制定であり、柴田町の条例制定は非常に画期的だと思います。このことから県の施策を考えたときに市も大切ですが、町村・過疎地にもっと重点を置いていくことも重要ですのでご配慮いただけると良いと思います。

これから、詳しく検討すれば良いのですが、基本計画の6ページ「NPOの役割」のところで、NPO法が施行されて10年が経ち公共の担い手としてサービスを提供してきたNPOが増えてきていますが、もう一つの点として市民性を創造する役割としてのNPOを加えていただきたいと思っています。公共の担い手としてのNPOの下のところにあります、行政との協働の相手としてのNPOだけれども、NPOの活動を促進するためにはNPOを理解して、それに参加する市民の意識とかボランティアや寄附の意識や行動にどう結びつけていくか。この市民性とか民主主義の考え方を持つことを促すための、NPOの役割は非常に重要であります。それはこの基本計画の施策体系図の目標である「協働による市民が主体になった社会システムの確立を目指して」のとおり、協働が目的ではなくて、市民が主体となった社会シ

テムの確立が目標であるならば、市民性創造というNPOの役割を入れていただきたい。

国に対する政策提言の役割ですが、国への政策提言も非常に重要ですが、市川市ではふるさと納税の1%条例があって市民が納税したうちの1%を自分が希望するNPOに寄附できるシステムがあるのですが、そのように市民性の創造と結びつけながら、宮城県民の社会参画やまちづくり参加を促進するために、どのようなインセンティブを設計していくかということも議論していただければ良いと思います。

山田会長

大きく二つと捉えて良いと思いますが、町村や農村部におけるNPOの支援施策は最初から頭にあったのですが、その特性を踏まえた具体的な戦略・施策は見えていなかった気がします。十分に効果をこれまでも持ち得てこなかった気がしますので、力を入れていきたいと思います。二つめの市民性創造の育みとNPOの役割についてもきちんと捉え直すことと、そのために県はどんなことが出来るのかについてはこれからの見直しの中で検討していきたいと思います。

小林委員

社会情勢の変化では指定管理者制度の導入も大きな問題になっていると思います。本日の資料にも委託の中に括られています。指定管理者での委託が沢山出てきています。委託とは何ら変わらない指定管理もあり、どこも混沌としています。私も児童館を運営しているのですが、児童福祉施設なので収益を得ることが難しい施設です。こういった施設も指定管理にしていることで、今になって担当者が指定管理者制度に馴染むかとの疑問を持っていることもあります。このあたりも理解を進めていかないと難しいところなので、協働の中に見せかけの協働が沢山入ってきている現状がありますので、焦点を当てて議論して行ければと思います。

小澤委員

多様な主体との連携ですが、進んでいるところ、進んでいないところを基本計画の見直しの中で積極的に表現できるかなと思っています。その上で、企業も経営的には厳しくなっていますので、連携のあり方をうまく企業や多様な主体にうまく伝わるようにNPOが工夫するとか、基本計画の中に書けるかどうかは別として、うまく伝われば良い連携ができると思います。

お互いの理解をとおして、NPOの関係は進みましたが、企業・非営利組織・生協を含めてどんなことが期待されたり、どんなことが出来るのかを具体化できるかだと思います。企業などが得意としている分野があるわけですから、そこうまく連携する。単にお金だけの結びつきではなくて、企業が得意としているネットワーク、技術などとの連携もより具体化すればうまく連携が進むと思います。

もう一つは企業と非営利の関係だけではなく、非営利間の連携も一方で重要になってきます。5年経過して新しい視点として必要だと思います。

山田会長

企業との関係、非営利組織間関係・連携にもスポットをというご意見でした。まさにそのとおりだと思います。

ほかにございませんか。

森山委員

実態・意向調査の中で、調査団体数のうち480がNPO法人、その他がボランティア団体等ということであれば、法人より多いわけですから、それが調査結果に出てくるとは思います。法人格を持っている団体の意見だけではなく、小さなボランティア団体の意見も取り入れて欲しいと思います。また、地道に地域で活動している団体が沢山ある中で、法人であるが実態のない団体もかなり見受けられるのは問題だと思っています。それから委託先ですが、もっと検討された方がよい部

分が見受けられるので、そのあたりの検討もお願いいたします。

パブリックコメントの早期実施のお話がありましたが、私も同感です。市民の声を聞いていただいて、計画に盛り込んでいただきたいと思います。

山田会長

法人以外の小さな組織への目配せ、それから、委託協働の事業ですがなかなか改革の方向が見えていないようですので、改めて議論したいと思います。

今井委員

最も基本的な問題ですが、ご意見を伺っていますと極めて専門的な言葉が沢山出てきますし、ごく一部の方にしかわからない内容・語句ではどうかと思います。NPOは一般市民の活動が根っこにあると思いますが、NPOをわからない一般の方が多いです。ですから、NPOの説明をごく一般的な目線に立って、具体的にわかりやすく説明していただくことが非常に大事だと思います。一例を申し上げますと、私は名取市ですが、名取市の支援センターで年に数回会議を開いていますが、その中でこういった質問が出たことがあります。「NPO法人になったらどんなメリットがあるのか。デメリットはどうか。私達は全然わからない。偉そうな横文字を並べてそのように言っているだけではないのか。」という方が現実的にいます。NPO活動は一般市民の参加をいただき、ご協力を得ていくものだと思いますので、わかりやすい説明を念頭において、計画の見直しを進めていくべきだと思います。

山田会長

平成12年に最初の計画を作る際には、そのあたりが主な課題であって、NPOに対する理解をいただくためにどうしたらよいかについて非常に苦労した記憶があります。平成17年度の時にはそういった点は理解されたということで、今の計

画は少し変わってきたと思いますが、基本計画の中で表現するか、違う手段で考えるのか、或いはそれを進めるための施策を基本計画に盛り込むのかは大事かと思うので、その点を意識しながら、つまりまだまだNPO理解へのメッセージを発信し続ける必要があることを再確認しながら、検討していくべきだと思います。

ほかにはいかがでしょうか。今日は貴重なご意見をいただきましたので、これらを踏まえて来年度の早い時期に議論の場に出していただければと思いますし、これからの骨格を検討していく材料としていただければと思います。

それでは、協議事項は終了しまして、報告事項について説明をお願いします。

事務局

平成20年度宮城県民間非営利活動促進委員会拠点部会の開催状況についてご説明いたします。

拠点部会は民間非営利活動施設として、NPOにご活用いただいている6施設について、ご利用いただく際の審査、事業の実施状況についてご助言をい

ただくことを目的に設置させていただいています。本来ですと、部会長であります石井山委員からご報告いただくところですが、スケジュールの関係で石井山委員が出席いただけない日に部会を設定しましたので、事務局から説明いたします。

資料4をご覧ください。施設1号から6号までの6施設がございます。岩沼市にあります施設2号は一昨年12月に団体が退去していますので、現在は5施設を貸し付けています。

平成20年度の部会の開催状況につきましては、平成20年8月20日に民間非営利活動施設第3号旧山元養護学校職員宿舎、第6号旧白石高等学校校長宿舎をそれぞれ利用いただいている社会福祉法人臥牛三敬会、社会福祉法人白石陽光園の事業実施状況の報告会ということで開催しました。この拠点づくり事業につきましては、事業報告書へのご助言のほかに、必要がある場合に開催するのと、貸付1年目の結果、貸付4年目の結果

につきましては必ず報告会を開催することになって
います。平成20年はそのどちらにも該当しま
せんが、この2団体につきましては当初いただ
いた事業計画書と実施状況に若干相違があるためヒ
アリングが必要であると一昨年判断されましたの
で、昨年8月の開催となっています。結果につ
きましては、それぞれ事業実施状況のヒアリングを
行いまして、計画と比較して進んでいない部分の
改善策を講じて住民との交流も進み、定着しつ
つあるということで報告をいただいています。

なお、現在空いています第2号につきましては、
先週から利用団体を募集し、3月2日まで受け付
けています。今年度の部会につきましては、応募
状況によりまして、3月中に開催を予定していま
す。

山田会長

拠点部会の報告がございました。ご意見・ご質
問はありますでしょうか。

加藤副会長

県の事業自体はこのままで、募集の協力もさせ
ていただいています。マニュアルを作って実施さ
れているのですが、市町村の皆さんのところでも
同じ事業を検討されて実施するとき、この情報
を上手に提供されると、市町村でも取り組みやす
くなるので、発信されてもよろしいのではと思
います。問い合わせもあると思いますが、事業を促
すことにつながって、地域のNPO・市民団体の
皆さんのお役に立つのではないかと思います。

山田会長

今の話は大事で、県の施設は限界もありますの
で、是非計画の中で触れていければと思いますの
で、よろしくお願いします。

そのほか、全体をとおしてご注文・ご意見があ
りましたらいただきたいと思ひます。

今日の議論の中で共通していることは、綺麗な
言葉というよりは実際に効果がある具体的な施策
が展開できるような計画になって欲しいとのお気
持ちは何人かの方からありましたので、その点を
踏まえてこれから検討していきたいと思ひますの
で、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、議事はこれで終了いたします。

事務局

次回の促進委員会は5月の予定ですが、本日
いただきましたご意見に基づきまして検討させて
いただくこととなりますので、その結果早く開催
することもございますが、事前に皆様のご都合を確
認させていただきまして、設定をしたいと思ひ
ますのでよろしくお願い致します。

事務局

それでは、以上をもちまして平成20年度第2
回民間非営利活動促進委員会を終了いたします。
どうもありがとうございました。